

# 教職大学院設置計画履行状況等調査の結果について (平成29年度)

## 1. 調査の概要

教職大学院における設置計画履行状況等調査（以下、「アフターケア」という。）は、文部科学省令（※1参照）及び告示（※2参照）に基づき、教職大学院の設置認可時等における留意事項及び授業科目の開設状況、教員組織の整備状況、その他の設置計画の履行状況について、各教職大学院の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として実施するものである。

## 2. 調査対象

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会では、アフターケアについて、運営委員会の下に「設置計画履行状況等調査委員会」を設置し、所要の調査審議を行っているが、教職大学院については、高度専門職業人としての大学院段階での教員養成の中核を担うものであるという制度の特質を踏まえ、特に専門的な調査審議を行う必要があることから、「教職大学院特別審査会」（別紙1）に付託し、調査に当たっている。

教職大学院特別審査会では、完成年度を迎えていない教職大学院（27件）（別紙2）を対象として書面調査を実施した。書面調査は、大学から提出された「設置計画履行状況報告書」及びこれを裏付ける詳細な「補足説明資料」に基づき実施し、書面調査の結果、大学からの追加の説明聴取が必要であると判断した教職大学院（1件）を対象として、実地調査を実施した。実地調査は、大学からの説明聴取、学生インタビュー及び教育委員会インタビューを実施した。

## 3. 平成29年度調査結果の概要

調査対象となった27件の教職大学院については、高度な実践力・応用力を有する教員を養成する専門職大学院として、設置の趣旨・計画に沿って教育活動が進められており、概ね適切に対応する努力が払われているものの、今回の書面調査で課題が見られた教職大学院（1件）については、今後の改善に向けた意見を付す（別紙3）こととし、残りの教職大学院（26件）については、意見を付さないこととした。

今後、各大学においては、教職大学院のこれまでの取組の成果と課題を検証するとともに、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書（平成29年8月29日）」を踏まえ、学部や附属学校を含めて、教育委員会・学校現場等と連携しつつ、理論と実践の往還の手法を活用した最新の教育課題への対応や、教職大学院独自のFD等の充実によって大学教員の一層の資質向上を図ること等を通じて、教員養成全体の改革を図っていくことが期待される。

## 4. 設置計画履行状況報告書等の情報公開

履行状況を記載した設置計画履行状況報告書等は、社会に対する説明責任を果たすために、各大学等のホームページ等を利用し、情報を必要とする者が容易に確認できるよう積極的に公開することが求められる。

なお、教職大学院の認証評価（※3）を行う認証評価機関との有機的な連携を図るべく、本調査の結果を認証評価機関に送付することとしている。

※1 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年3月31日文部科学省令第12号) (抄)

第14条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

※2 文部科学省告示第50号(平成15年3月31日) (抄)

大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第33条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。

1～2 (略)

3 文部科学大臣は、大学院等の設置又は課程の変更を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。

※3 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号) (抄)

第109条

1～2 (略)

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

(別紙1)

大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）  
教職大学院特別審査会委員 委員名簿

◎…主査      ○…主査代理

【委員】

|      |     |                         |
|------|-----|-------------------------|
| こすぎ  | れいこ | 独立行政法人労働政策研究・研修機構特任フェロー |
| 小杉   | 礼子  |                         |
| なかやま | みねお | 崇城大学長・理事長               |
| 中山   | 峰男  |                         |
| ときの  | や   | 会津大学理事・短期大学部長           |
| 時野谷  | しげる | 茂                       |

【特別委員】

|      |      |                    |
|------|------|--------------------|
| こんどう | みちあき | 北九州市立大学学長特別顧問      |
| 近藤   | 倫明   |                    |
| こばやし | まさゆき | 東京大学大学総合教育研究センター教授 |
| 小林   | 雅之   |                    |
| ごとう  | ひとみ  | 愛知教育大学長            |
| ○後藤  | ひとみ  |                    |
| たけみ  | ゆかり  | 女子栄養大学教授           |
| 武見   | ゆかり  |                    |
| すぎたに | ゆみこ  | 青山学院大学教授           |
| 杉谷   | 祐美子  |                    |

【専門委員】

|      |      |                            |
|------|------|----------------------------|
| そえだ  | くみこ  | 和歌山大学大学院教育学研究科教職開発専攻長      |
| 添田   | 久美子  | 学長補佐（教員養成改革担当）             |
| のうとみ | けいこ  | 福岡教育大学大学院教育学研究科教職実践専攻教授    |
| 納富   | 恵子   |                            |
| かが   | まさる  | 岡山大学大学院教育学研究科生活・健康スポーツ学系教授 |
| 加賀   | 勝    |                            |
| かじき  | てつや  | 独立行政法人国立高等専門学校機構常勤監事       |
| ◎加治佐 | 哲也   |                            |
| たはら  | しゅんじ | 玉川大学教育学研究科教職専攻教授           |
| 田原   | 俊司   |                            |

## 教職大学院設置計画履行状況等調査の対象校一覧(平成29年度)

|    | 区分 | 設置年度 | 大学院名      | 研究科・専攻名               | 入学定員 | 位置   |
|----|----|------|-----------|-----------------------|------|------|
| 1  | 国立 | 28   | 岩手大学大学院   | 教育学研究科 教職実践専攻         | 16   | 岩手県  |
| 2  | 国立 | 28   | 秋田大学大学院   | 教育学研究科 教職実践専攻         | 20   | 秋田県  |
| 3  | 国立 | 28   | 茨城大学大学院   | 教育学研究科 教育実践高度化専攻      | 15   | 茨城県  |
| 4  | 国立 | 28   | 埼玉大学大学院   | 教育学研究科 教職実践専攻         | 20   | 埼玉県  |
| 5  | 国立 | 28   | 千葉大学大学院   | 教育学研究科 高度教職実践専攻       | 20   | 千葉県  |
| 6  | 国立 | 28   | 新潟大学大学院   | 教育学研究科 教育実践開発専攻       | 15   | 新潟県  |
| 7  | 国立 | 28   | 富山大学大学院   | 教職実践開発研究科 教職実践開発専攻    | 14   | 富山県  |
| 8  | 国立 | 28   | 金沢大学大学院   | 教職実践研究科 教職実践高度化専攻     | 15   | 石川県  |
| 9  | 国立 | 28   | 信州大学大学院   | 教育学研究科 高度教職実践専攻       | 20   | 長野県  |
| 10 | 国立 | 28   | 和歌山大学大学院  | 教育学研究科 教職開発専攻         | 15   | 和歌山県 |
| 11 | 国立 | 28   | 島根大学大学院   | 教育学研究科 教育実践開発専攻       | 17   | 島根県  |
| 12 | 国立 | 28   | 広島大学大学院   | 教育学研究科 教職開発専攻         | 20   | 広島県  |
| 13 | 国立 | 28   | 山口大学大学院   | 教育学研究科 教職実践高度化専攻      | 14   | 山口県  |
| 14 | 国立 | 28   | 香川大学大学院   | 教育学研究科 高度教職実践専攻       | 14   | 香川県  |
| 15 | 国立 | 28   | 愛媛大学大学院   | 教育学研究科 教育実践高度化専攻      | 15   | 愛媛県  |
| 16 | 国立 | 28   | 佐賀大学大学院   | 学校教育学研究科 教育実践探究専攻     | 20   | 佐賀県  |
| 17 | 国立 | 28   | 大分大学大学院   | 教育学研究科 教職開発専攻         | 10   | 大分県  |
| 18 | 国立 | 28   | 琉球大学大学院   | 教育学研究科 高度教職実践専攻       | 14   | 沖縄県  |
| 19 | 国立 | 29   | 弘前大学大学院   | 教育学研究科 教職実践専攻         | 16   | 青森県  |
| 20 | 国立 | 29   | 福島大学大学院   | 人間発達文化研究科 教職実践専攻      | 16   | 福島県  |
| 21 | 国立 | 29   | 横浜国立大学大学院 | 教育学研究科 高度教職実践専攻       | 15   | 神奈川県 |
| 22 | 国立 | 29   | 三重大学大学院   | 教育学研究科 教職実践高度化専攻      | 14   | 三重県  |
| 23 | 国立 | 29   | 滋賀大学大学院   | 教育学研究科 高度教職実践専攻       | 20   | 滋賀県  |
| 24 | 国立 | 29   | 熊本大学大学院   | 教育学研究科 教職実践開発専攻       | 15   | 熊本県  |
| 25 | 国立 | 29   | 鹿児島大学大学院  | 教育学研究科 学校教育実践高度化専攻    | 16   | 鹿児島県 |
| 26 | 私立 | 29   | 立命館大学大学院  | 教職研究科 実践教育専攻          | 35   | 京都府  |
| 27 | 私立 | 29   | 早稲田大学大学院  | 教育学研究科 高度教職実践専攻(届出設置) | 60   | 東京都  |
|    | 合計 |      | 27大学      |                       | 501  |      |

| NO. | 設置者区分 | 設置者        | 大学名等    | 認可又は届出 | 設置区分      | 学部名・研究科名等           | 開設年度 | 是正意見又は改善意見  |      |
|-----|-------|------------|---------|--------|-----------|---------------------|------|---|------|
| 20  | 国立    | 国立大学法人福島大学 | 福島大学大学院 | 意見伺い   | 研究科の専攻の設置 | 人間発達文化研究科<br>教職実践専攻 | 29   | ○ 人間発達文化研究科教職実践専攻において、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について検討すること。 | 改善意見 |